

瀬田川流域タイムラインの作成について

タイムラインとは

○タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。

大規模水災害に関するタイムライン（防災行動計画）の流れ



出典:国土交通省HP

※タイムラインに関わる関係機関、防災行動は多岐にわたりますが、本イメージ図は国土交通省の対応や広域避難と交通サービスに着目して整理したものであり、時間軸の設定、対応の実施などにあたっては、今後の検討、調整が必要になります。また、赤字は特に対応強化の必要と考えられる項目です。

1. 流域タイムラインの作成・活用の推進について

○令和3年5月に災害対策基本法の見直しを行い、避難勧告・避難指示が一本化された。同年10月に国土交通省防災業務計画を変更し**避難情報に着目したタイムラインを流域タイムライン**に見直す事になった。

項目	内容
① 避難情報の発令等に着目したタイムライン	<ul style="list-style-type: none">・平成26年4月以降に全国で一斉に策定されたタイムラインは、避難勧告の発令等に着目したものである。・関係機関は、气象台、河川事務所、及び流域自治体である。・内容は、避難勧告等が適切に発令できるように、気象情報や洪水予報及び堤防決壊等の危険情報、避難勧告の発令などを時系列に整理したものである。
② 流域タイムライン	<ul style="list-style-type: none">・同一の洪水予報の予報区域や最も重視する水位観測所が同一であるなど流域単位の市区町村を対象として、河川事務所等の防災行動を確認するための流域タイムラインを市区町村等の関係機関と連携して作成・運用するものである。・この際、大規模氾濫減災協議会等を活用して市区町村タイムラインとの整合を図ることとする。・これまで活用してきた避難情報(勧告)着目型タイムラインは、市区町村タイムラインの作成の参考になることに留意する。

タイムラインの活用等

- ・毎年、出水期前を基本として市区町村等の関係機関とともに確認を行うこと。
- ・洪水等の対応に関する演習・訓練等の際にも活用すること。
- ・災害対応やその振り返り、演習・訓練等の際に明らかとなった課題を踏まえて、随時、見直し等を行うこと。

出典：水害対応タイムラインの今後の進め方について、(令和4年3月17日)「水管理・国土保全局河川環境課 通知

2. 流域タイムラインの作成方針について

- 基本方針：関係機関内で完結する行動項目は記載せず、「関係機関と**連携が必要な行動項目**」と「関係機関に**周知・共有しておくべき重要な行動項目**」のみをとりまとめる。
- 連携が必要な行動項目：連携が必要な行動項目は、気象台により発表される大雨注意報等の情報や河川管理者により発表される洪水予報等の情報のように、これらを**キッカケ**に他の機関が行動を起こす情報と捉えられるものを中心に抽出する。
- 周知・共有しておくべき重要な行動項目：各機関が直接連携する行動でない場合についても、各機関がタイムラインステージで想定する防災行動項目を共有しておくことにより、他の機関が先を見越した防災行動がとれるような、重要な行動項目を厳選し抽出する。

■タイムラインステージと気象庁の警戒レベル相当情報、および変更トリガーの関係等

タイムラインステージ	気象庁の警戒レベル相当情報	タイムラインステージ・変更トリガー
平時		
ステージ0 (立ち上げ)		
ステージ1 (準備)	警戒レベル1	・水防警報(待機・準備)発令 (水防団待機水位の超過)
ステージ2 (警戒)	警戒レベル2	・洪水予報(氾濫注意情報) ・氾濫注意水位の超過
ステージ3 (早期避難)	警戒レベル3相当	・洪水予報(氾濫警戒情報) ・避難判断水位の超過
ステージ4 (避難)	警戒レベル4相当	・洪水予報(氾濫危険情報) ・氾濫危険水位の超過
ステージ5 (応急対応)	警戒レベル5相当	・洪水予報(氾濫発生情報)

3. 瀬田川流域タイムラインについて

- 瀬田川流域の関係機関による瀬田川流域水防災タイムライン(令和5年度版)を作成した。
- 瀬田川流域が台風の3日予報円に入った場合に、タイムラインを立ち上げ(ステージ0)することとしている。

瀬田川流域水防災タイムライン(令和5年度版)【ステージ0～1】

令和5年6月予定

ステージ - (平時)					ハザード毎の意志決定機関 洪水・内水:洪水予報等(大津市、彦根地方気象台、琵琶湖河川事務所)						
No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担						
					国	彦根地方気象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	防災危機管理局	大津土木事務所	自治体 大津市
1	指揮	体制の確立	共通	部内連絡体制の再確認	◎						
2	現場対応	危険箇所・被災箇所対応	共通	危険箇所等の点検		◎	◎				◎
3			洪水	重要水防箇所等の点検			◎	◎			◎
4			共通	被災箇所の想定			◎	◎			◎
5		資機材の確保	共通	気象測器・機器の確認	◎	◎					
6			共通	発動発電機の確認	◎	◎					
7			洪水	水防・土のう等資機材の確認			◎				◎
ステージ0(立ち上げ)【72時間前～〇〇時間前】：タイムラインの立ち上げ					トリガー：瀬田川流域が台風の3日予想円に入る						
8	情報	防災情報	共通	台風説明会の開催	◎						
9			共通	危機感共有Web会議の開催			◎				
10			共通	気象予報の発表・伝達【継続】	発			受	受	受	
11			共通	気象情報の発表・伝達【継続】	発			受	受	受	
12	指揮	体制の確立	洪水	河川情報、洗堰放流量の伝達【継続】			◎	受		受	
13			共通	職員の参集(県)(市)				◎			◎
14	住民対応	避難の呼びかけ	共通	台風接近に伴う注意喚起				◎			◎
15			共通	人員の確保			◎	◎			◎
16	現場対応	施設の保全	共通	緊急時連絡体制の再確認			◎	◎			◎
17			洪水	被災箇所の状況把握				◎			◎
18			共通	観測機器障害の対応			◎	◎			
19			共通	現有システムの動作確認			◎	◎			
20		資機材の確保	共通	気象測器・機器の確認			◎	◎			
21			共通	緊急に備えた資機材の確認			◎	◎			◎
22			洪水	樋門操作員の準備			◎				◎
23			洪水	土のうの準備			◎	◎			
24			洪水	水防資機材の確認			◎	◎			

凡例 ◎:行動の主体 ○:行動の支援 発:情報の発信者 受:情報の受け手

3. 瀬田川流域タイムラインについて

瀬田川流域水防災タイムライン(令和5年度版)【ステージ1】

令和5年6月予定

ステージ1(準備) : タイムラインのステージ0から移行	トリガー：水防警報(待機・準備)発令 烏居川水位観測所(0.7m) 関ノ津水位観測所(1.0m)	ハザード毎の意志決定機関 洪水・内水：洪水予報等(大津市、彦根地方気象台、琵琶湖河川事務所)
-------------------------------------	--	---

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担					
					国		滋賀県			自治体
					彦根地方気象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	防災危機管理局	大津土木事務所	大津市
25	情報	防災情報	共通	気象予警報の発表・伝達【継続】	発		受	受	受	受
26			共通	気象情報の発表・伝達【継続】	発		受	受	受	受
27			洪水	水防警報発表		◎	受		受	
28			洪水	洗堰放流量の伝達		発				
29			洪水	防災操作開始の伝達			受			
30	指揮	体制の確立	共通	注意警戒体制への移行		◎	◎	◎		◎
31			共通	注意体制(気)	◎					
32			共通	関係機関との連携					◎	

凡例 ◎:行動の主体 ○:行動の支援 発:情報の発信者 受:情報の受け

3. 瀬田川流域タイムラインについて

瀬田川流域水防災タイムライン(令和5年度版)【ステージ2】

令和5年6月予定

ステージ2(警戒)【〇時間前～〇時間前】：
タイムラインのステージ1から移行

トリガー：洪水予報(氾濫注意情報)発令
鳥居川水位観測所(0.8m)
関ノ津水位観測所(2.0m)

ハザード毎の意志決定機関
洪水・内水：洪水予報等(大津市、彦根地方気象台、琵琶湖河川事務所)

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担					
					国		滋賀県			自治体
					彦根地方気象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	防災危機管理局	大津土木事務所	大津市
33	情報	防災情報	共通	気象予警報の発表・伝達【継続】	発		受	受	受	受
34			共通	気象情報の発表・伝達【継続】	発		受	受	受	受
35			洪水	水防警報発表		◎	受		受	
36			洪水	洪水予報(氾濫注意情報)発表・伝達	発	発	受	受	受	受
37			洪水	洗堰放流量の伝達		発				
38			洪水	防災操作開始の伝達						
39		対応状況	共通	交通規制状況の伝達【継続】						
40	指揮	体制の確立	共通	警戒体制への移行		◎	◎			◎
41			共通	注意体制(気)	◎					
42		関係機関との連携	共通	自治体への注意喚起				◎		
43			共通	県へのリエゾンの派遣(気)	発			受		
44	住民対応	避難の呼びかけ	共通	市民への注意喚起						◎
45	緊急対応	体制の確立	共通	緊急対応可能な体制の確保	◎	◎				◎
46			共通	組織内での情報共有	◎	◎				◎
47			共通	部隊の招集・待機	◎	◎				◎
48			共通	警戒巡視および現場広報の実施	◎	◎				◎

凡例 ◎:行動の主体 ○:行動の支援 発:情報の発信者 受:情報の受け手

3. 瀬田川流域タイムラインについて

瀬田川流域水防災タイムライン(令和5年度版)【ステージ3】

令和5年6月予定

ステージ3(早期避難)【○時間～○時間】：
タイムラインのステージ2から移行

トリガー：洪水予報(氾濫警戒情報)発令
鳥居川水位観測所(1.3m)
関ノ津水位観測所(2.6m)

ハザード毎の意志決定機関
洪水・内水：洪水予報等(大津市、彦根地方気象台、
琵琶湖河川事務所)

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象 災害	行動項目 (第3階層)	役割分担					
					国		滋賀県			自治体
					彦 根 地 方 気 象 台	琵 琶 湖 河 川 事 務 所	流 域 政 策 局	防 災 危 機 管 理 局	大 津 土 木 事 務 所	大 津 市
49	情報	防災情報	共通	気象予警報の発表・伝達【継続】	発		受	受	受	
50			共通	気象情報の発表・伝達【継続】	発		受	受	受	
51			洪水	洪水予報(氾濫警戒情報)発表・伝達	発	発	受	受	受	
52			洪水	洗堰放流量の伝達		発				
53	指揮	体制の確立	共通	災害警戒本部の設置(市)						◎
54			共通	職員の参集(気)	◎					
55			共通	警戒体制(気)	◎					
56		関係機関との連携	共通	ホットライン(琵琶湖→市長)		発				受
57	住民対応	避難所開設	共通	避難所の開設						◎
58		避難の呼びかけ	共通	高齢者等避難の発令・伝達						◎
59			共通	高齢者等避難の広報						◎
60	要配慮者対応	福祉避難所開設	共通	福祉避難所の開設						◎
61	緊急対応	体制の確立	共通	高齢者等避難の伝達						◎

凡例 ◎:行動の主体 ○:行動の支援 発:情報の発信者 受:情報の受け手

3. 瀬田川流域タイムラインについて

瀬田川流域水防災タイムライン(令和5年度版)【ステージ4】

令和5年6月予定

ステージ4(避難)【〇間前～ゼロアワー】：
タイムラインのステージ3から移行

〔トリガー：洪水予報(氾濫危険情報)発令
鳥居川水位観測所(1.4m)
関ノ津水位観測所(2.8m)〕

〔ハザード毎の意志決定機関
洪水・内水：洪水予報等(大津市、彦根地方気象台、
琵琶湖河川事務所)〕

No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担					
					国		滋賀県			自治体
					彦根地方気象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	防災危機管理局	大津土木事務所	大津市
62	情報	防災情報	共通	気象予警報の発表・伝達【継続】	発		受	受	受	
63			共通	気象情報の発表・伝達【継続】	発		受	受	受	
64			共通	土砂災害警戒情報の発表・伝達【継続】	発		受	受	受	
65			洪水	洪水予報(氾濫危険情報)発表・伝達	発	発	受	受	受	
66			洪水	洗堰放流量の伝達		発		発		
67	指揮	体制の確立	共通	災害対策本部(国)、災害警戒本部(県)の設置		◎	◎	◎	◎	
69			共通	非常体制への移行		◎				
71		関係機関との連携	共通	ホットライン(琵琶湖→市長)		発			受	
72	共通		リエゾンの派遣		発					
73	住民対応	避難所開設	共通	避難場所の追加開設						
74			共通	避難指示の発令・伝達						
75			共通	避難指示の広報						
76	緊急対応	体制の確立	共通	警戒巡視および現場広報の実施【継続】						

凡例 ◎:行動の主体 ○:行動の支援 発:情報の発信者 受:情報の受け手

3. 瀬田川流域タイムラインについて

瀬田川流域水防災タイムライン(令和5年度版)【ステージ5】

令和5年6月予定

ステージ5(応急対応)【ゼロアワー～】: タイムラインのステージ4から移行				トリガー: 洪水予報(氾濫発生情報)発令		ハザード毎の意志決定機関 洪水・内水: 洪水予報等(大津市、彦根地方気象台、琵琶湖河川事務所)				
No	防災機能 (第1階層)	行動目標 (第2階層)	対象災害	行動項目 (第3階層)	役割分担					
					国	彦根地方気象台	琵琶湖河川事務所	流域政策局	防災危機管理 局	大津土木事務所
77	情報	防災情報	共通	気象予報の発表・伝達【継続】	発			受	受	
78			共通	気象情報の発表・伝達【継続】	発			受	受	
79			洪水	洪水予報(氾濫発生情報)発表・伝達	発	発		受	受	受
80			洪水	洗堰放流量の伝達		発			発	
83	指揮	体制の確立	共通	災害対策本部の設置(気、県)	◎			◎		
84			共通	被害状況に応じた今後の対応検討	◎					
85		関係機関との連携	共通	災害派遣要請(市→県→自衛隊)				発		発
87			共通	ホットライン(琵琶湖→市長)		発				受
88		共通	リエゾンの派遣		発		受			
89	住民対応	避難所開設	共通	避難場所の追加開設						
90			共通	特別公衆電話の設置判断(NTT)						
91		避難の呼びかけ	共通	緊急安全確保の発令・伝達						
92	緊急対応	避難誘導・救出救護	共通	人命救助						
93			共通	救助応援要請への対応						
94			共通	救助活動車両駐車場の確保						
95			共通	救助活動宿営地の確保						
96			共通	災害発生地までのルートの決定						
97			共通	交通規制範囲の検討						
98		交通規制	共通	交通規制の実施						
99			共通	通行止めの情報提供						
100			共通	緊急自動車等が優先通行できる道路の確保						
101		応急対応	共通	救助応援要請						
102	共通		立入規制区域の設定・部隊の投入							
103	共通		被災箇所状況把握		◎				◎	
104	共通		河川・道路災害の応急対策助言要請							
105	現場対応	危険箇所・被災箇所対応	共通	道路・ライフラインの復旧		◎		◎		◎
107			共通	応急復旧の応援要請(災害協定業者の派遣)		◎		◎		◎
108			共通	防災エキスパートの派遣要請						
109			共通	河川・道路災害の応急対策及び対策工法助言						
110			共通	災害復旧調査・対策工法(災害査定)助言						

凡例 ◎: 行動の主体 ○: 行動の支援 発: 情報の発信者 受: 情報の受け手